

社会福祉法人ひかりの園
放課後等ディサービス事業「学童ねあらい」事業利用契約書

_____（以下「保護者」という）と社会福祉法人ひかりの園 学童ねあらい（以下「事業者」という。）は _____（以下「利用者」という）が、放課後等ディサービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、児童福祉法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供し、保護者は事業者はそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から、支援支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、保護者の支援支給期間満了後に改めて支給決定された場合は、本契約は自動的に更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業者は、利用者の個々の状況に応じて、別紙の「重要事項説明書」に定める内容について説明をし、サービスの提供をします。

（サービスの計画）

第4条 事業者は、利用者についてその心身の状況を把握し、サービスの目標、内容及び方法等を盛り込んだ個別支援計画を作成するものとする。

2 個別支援計画については、6ヶ月に1回、もしくは必要に応じて見直します。

3 個別支援計画の作成および変更に際して、その内容を保護者に説明します。

（相談および援助）

第5条 事業者は、利用者の心身の状況を的確に把握する事に努め、保護者、家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を可能な限り行います。

（健康管理）

第6条 事業者は、利用者の健康に注意するとともに、健康維持のために適切な処置を講じるものとします。

(緊急時の援助)

第7条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、すみやかに医療機関に連絡するなど必要な処置を行います。

(守秘義務)

第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者または保護者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩しません。本契約の終了後も同様とします。

2 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合は、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、利用者の円滑な移行支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め保護者の同意を得ることとします。

(利用料金)

第9条 保護者は、第3条の「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払います。

2 事業者は、前号の「重要事項説明書」に掲げるサービス以外のサービスを支給給付対象として提供できるものとし、利用料金は保護者が負担するものとします。

(料金の支払)

第10条 保護者は、第9条に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

1 事業者より支払通知書（請求書）が送付されます。各家庭と確認した口座より請求書送付後の翌々月の27日前後に引き落としさせていただきます。

2 自振り込みが行われた場合は、通帳に「ヒカリノソノ」名が印字されます。印字を持って領収完了とさせていただきます。領収書の再発行は行いません。

(利用料金の変更)

第11条 第9条に定める給付対象サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用負担額を変更するものとします。

2 給付費対象外サービスについては、経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、1ヶ月前までに保護者の同意を得た上で、利用料金を変更できるものとします。

(契約の終了)

第12条 保護者は30日以上予告期間において文章で事業者に通知することにより、この契約を解除することができるものとします。ただし、各号のいずれかに該当する場合は直ちに契約を終了することができるものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なくして本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

- 2 事業者は、やむを得ない事由がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより本契約を終了するものとします。
- (1) 保護者が、契約の際に利用者の心身の状況および病気病歴等重要事項について、故意に通知しないか、または不実をし、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- (2) 保護者が、事業者を支払うべきサービスの利用料金を、2ヶ月以上滞納し、期間を定めた催告にもかかわらず、利用料金の支払いがない場合
- (3) 天災、災害その他やむをえない事由により施設を利用させる事ができない場合

(損害賠償)

第13条 事業者は、サービスの提供時に事故が生じた場合は、お住まいの区役所、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスの提供時に、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 3 利用者が故意または何らかの理由等により、施設の設備や備品等を破損もしくは利用できない状況にした場合、事業者は保護者に対して損害賠償を求める事ができる。

(情報の保存)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、本契約終了後5年間保存します。

(苦情解決)

- 第15条 保護者は、事業者が提供した支援サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について保護者に文書で報告します。
- 2 事業者は、保護者が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

